

定期積金（貯めたるでえ）

（平成28年1月1日現在）

1 商品名 (愛称)	・ 定期積金 愛称：貯めたるでえ
2 販売対象	・ 法人および個人
3 期間	・ 1年以上5年以下
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	・ 契約期間内で掛金を分割受入 ・ 1回あたり3,000円以上 ・ 1,000円単位
5 払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払います。
6 給付補填金 適用金利 利払頻度 計算方法	・ 固定金利(契約時の店頭表示の利率「年利回り」を満期日まで適用します。) ・ 給付補填金は、満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7 税金	・ 個人の給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。尚、平成28年1月1日からの利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）廃止に伴い、地方税の徴収はなくなり、国税15.315%の税金がかかります。
8 手数料	—
9 付加できる 特約事項	・ 普通預金等から自動振替による受入ができます。
10 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率×60%（小数点第3位以下切捨て）により計算した中途解約利息とともに払い戻します。
11 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-414-051〈フリーダイヤル〉又は072-841-1192）にお申出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
12 その他参考となる 事項	・ 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。ただし、満期日を繰り延べない場合には、当初契約時の店頭表示の利回り（1年を365日とする日割り計算）の場合による遅延損害金をいただきます。 ・ 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）